

## 平成 29 年度第 4 回滋賀経済団体連合会との連絡調整会議概要

### ■ 1 : 開催日時

平成 30 年 2 月 13 日（火）午前 9 時 30 分～

### ■ 2 : 開催場所

滋賀県庁北新館中会議室

### ■ 3 : 会議の趣旨・構成団体等

趣旨：本県の地域経済の発展に向けて経済団体と行政との相互の連携をはかるもの

構成：①経済団体連合会の各参与（滋賀県商工会議所連合会、滋賀県商工会連合会、滋賀県中小企業団体中央会、滋賀経済同友会、（一社）滋賀経済産業協会、（公社）びわこビジターズビューロー）

②（公財）滋賀県産業支援プラザ

③県商工観光労働部（次長、管理監、技監、局長、各所属長等）

→条例の検討状況を報告するとともに、法施行後の課題や条例に対する意見等を聴取

### ■ 4 : 概要

- ① 共生社会を目指す条例となっているが、地域共生社会というと高齢者や子どもなど多様な人を含むことが通例。しかし、この条例は障害者差別解消法を補完するという内容であり、名称がちょっと違うのではという印象を受ける。
- ② 障害者差別解消法は、平成 28 年に施行されており、その法を補完する条例というなら制定を急がないといけないのではないか。
- ③ 生きづらさの課題に関して、滋賀県は更生保護の課題に熱心に取り組んでいるので、滋賀の独自性を出すのであれば、そのこともどこかで触れられないか。
- ④ 合理的配慮の提供を条例で義務づけることに関して、ある程度イメージができた段階で事業者への説明や意見聴取の機会を設けてもらいたい。
- ⑤ 条例に規定される内容は、観光事業者の皆さんも大事なことだと思っておられる。障害のある方への配慮をきちんとすることが必要という認識はされていると思うので、事前に条例の内容を周知してもらおう方が効率的である。
- ⑥ 事業者は、まだまだ条例の検討状況、内容を誰も知らない状態だと思うので、しっかり周知をしてもらいたい。
- ⑦ 条例の内容は、道徳的な意味合いが非常に強いので誰も否定はしないし、その通りだと思うが、合理的配慮の提供を努力義務から法定義務にすることで、企業からすれ

ば資金負担が発生することを懸念する。

- ⑧ 滋賀県で障害者差別解消法以上のことをやっていくということは、企業側にとって生きづらい世の中になるという感覚を受ける。法令を守っていくことは当然であるが、障害者差別解消法以上のことを条例でしようということに関して理解できない部分はある。条例を施行される際には、事業者に対するQ & Aを作成するなど対応をきちんとしてほしい。
- ⑨ 障害者の駐車マークがあるところに車を停めている者をよく見かけるが、誰も注意をしない。こうした行為に対してどう対処していくのか併せて考えてもらいたい。